

鄭氏攻略をめぐるオランダ東インド會社

の對清交渉（一六六二——一六六四）

永積昭

まえがき

一、オランダの臺灣喪失

二、順治十三年の勅諭

三、使節のシナ沿岸到達

四、北京朝廷の回答

五、廈門及び金門兩島の攻撃

六、その後の情勢

結語

まえがき

オランダ東インド會社とシナとの通交貿易史については、今までかなりの研究がなされている。まず、兩者の交渉の開始から一六八〇年代までに關しては、ピーテル・ファン・ダムの大著「東インド會社誌」⁽¹⁾の中に約一〇〇頁にわたる通史がある。またスフレーヘル氏の「中國史料より見た蘭支關係」と云う論文は、明及び清の史料によつて十七世紀初頭から一六八六年までのオランダと中國との關係を通觀したものである。

その他、各年代について見れば、一六〇一一四年の時期についてはフルーネフェルト氏の「シナに於けるオランダ人」⁽²⁾がある。また一六五五七年のオランダ使節のシナ派遣については、ライデン大學教授ファン・デル・ファルク氏の未刊の論文がある⁽³⁾。フィクセボクセ氏の「十七世紀に於けるオランダ使節のシナ派遣（一六八五—一六八七）」⁽⁴⁾およびヒュリュ氏の「十八世紀初期三十年間の東インド會社のシナ貿易について」⁽⁵⁾の兩篇が一七三〇年までの主要事件をほど網羅し、これに續く廣東オランダ商館の開設についてはフィヘリウス氏の小論文がある⁽⁶⁾。そして時代がさらに下るとダイフェンダーク氏の「シナ宮廷への最後のオランダ遣使（一七九四—一七九五）」⁽⁷⁾がある。従つて、全く空白のまゝに残されているのは十七世紀中葉の數次の遣使と、一七三〇年以後の廣東商館に於ける貿易の推移だけであると云つても過言ではない。

私が本稿でとりあげる時期はその前者に屬する。これは僅か三四年の期間に過ぎないが、福建省の廈門、金門⁽⁸⁾兩島に據る鄭氏との戦いを中心として、兩國の提携が最も緊密になつた時期であり、實際の貿易の推移よりはむしろ貿易についての兩者の考え方の相違や、複雑な利害がからんでいるなどの點で興味深いものがある。

二つの文化の接觸と云う一般的な問題の在り方については、恩師山本達郎教授の御示教に負う所が頗る多く、歐文、漢文の諸文獻については恩師岩生成一教授に、清朝史一般については埼玉大學の矢澤利彦教授、お茶の水女子大學の市古宙三教授にそれべ御指導を受けた。オランダ古文書の難解箇所については在日オランダ大使館のマイヤー博士をわざらわした。なお未刊のオランダ古文書についてはハーグの國立文書館、その他の歐文および漢文史料については主として東洋文庫を利用了。これらの方々に心からの感謝をささげる。

一、オランダの臺灣喪失

オランダ東インド會社のシナ貿易に對する關心の深れば、既に一六〇二年、スラフュン・ファン・デル・ヘーベン (Steven van der Hagen) の率いる艦隊が、貿易開始の要求を明朝に對して提出してゐることでも知られる。⁽¹⁾ 一六二二年には、日本平丘オランダ商館長、レオナルド・カンプス (Leonardt Camps) が「日本に於けるオランダ連合東インド會社がシナ貿易を獲得した場合に受ける利益ならびに効果についての概觀」と題する一文を草して、マカオ獲得によりボルトガルが對日本貿易に莫大な利益をもたらし得ることを述べ、オランダも對日本貿易に優位を占めるために、是非ともシナ本土、またはその附近に根據地を獲得しなければならない、と力説している。彼の貿易計畫表を見ると、豫想される純益總計八五四三七五レアル・ファン・アハテン (Real van Achten. 一レアルは一・五ケルデンに當る) のうち、白生糸三〇〇〇レナル (一ピコルは一〇〇斤) の豫想純益は六四〇〇〇〇レナルで、全豫想純益の約七十五ペーセントを占めることが見ても、シナ貿易、とくにその生絲が、オランダの日本貿易にとつて如何に重要であつたかが分る。「シナの生絲は當地 [註—日本] では現金にひとしく、かつ相當の利潤がある。」⁽²⁾ とイギリス東インド會社の日本駐在員も述べてゐる。

日本の鎖國 (一六三九) 以後、日本貿易に於けるオランダの競爭者はシナ商人だけとなつたが、岩生成一教授の精密な研究「近世日支貿易に關する數量的考察」(史學雜誌六二ノ一一) によれば、オランダの日本に於けるシナ商品輸入額、ことに生絲の輸入額は一六四四年頃を境として、次第にシナ船に壓倒される様になる。⁽³⁾ その意味では、ナホッドも述べてゐる通り、オランダにとって、かつての臺灣の重要性は既にかなり失われていたと云えよう。

しかしそれにしても、オランダの唯一の競爭相手たるシナ商人のうちで最大の勢力を誇る鄭氏が、一六六二年にゼーランディア城を占領したことは、オランダの損失を決定的なものにした。ナホッドはこの事件を評して、

一六六一年、この利益の多い大島が武力によつて會社から奪われると、既に緊密を缺いていた出島商館と臺灣との關係は、

完全に、永久に遮断された。⁽¹⁴⁾

と述べているのは、たしかにその通りだが、もとよりオランダ側も決してこの事態に甘んじてはいなかつた。むしろ、日本貿易のためのシナ商品の必要は一層高まり、臺灣の足場は失われた今、シナ本土への直接進出を本格的に企てるのである。

海上に於ける鄭氏の活動に悩まされたのはオランダだけではなかつた。まだ建國後日の浅い清朝は、一六六一年以後「遷界令」を發布して沿岸の民が鄭氏等と接觸することを禁じたので、鄭氏の勢力は大きな打撃を受け、その活動の中心は次第にシナ本土を離れた。⁽¹⁵⁾ ゼーランディア城攻略もその一つのあらわれである。このことは、もとより一方に於て、オランダと清朝との提携をうながすことになつたが、また他方、鄭氏を沿岸から遠ざけている遷界令は、オランダ東インド會社にとっても、ひとしく障壁となつていた。

以上の様な一般情勢を背景として、この交渉の経過を調べてみたいと思ふ。

11、順治十三年の勅諭

かれど一六五五年から五六六年にわたつて、オランダ東インド會社の使節ピートル・ド・ホイヒル (Pieter de Goyer) ⁽¹⁶⁾ ヤコブ・ケイゼル (Jacob Keijzer) はシナ本土に赴いたが、彼等が北京に於て順治帝に拜謁の後、歸還するに當つて、皇帝から、今後「八年一貢」と定める旨の勅諭が下された。いま對清交渉の再開にあたりてオランダ側を拘束しているのは専らこの勅諭である。以下にその全文を紹介しよう。これは大清世祖章皇帝實錄卷一〇三の順治十三年丙申八月甲辰の條にあり、粵海關志卷二二にも殆ど同文のものが引用されている。⁽¹⁷⁾

甲辰、荷蘭國貢使歸國、特降敕諭賜其國王。敕諭曰、「惟爾荷蘭國墨投爲也甲必丹物綏掘、僻在西陲、海洋險遠、歷代以

來、聲教不及、乃能緬懷德化、効慕尊親、擇爾貢使杯突高嶠惹・諾皆色等、赴闕來朝、虔修職貢。地逾萬里、懷忠抱義。朕甚嘉之。用是優加錫賚。⁽¹⁸⁾「中略」以報孚忱。至所請朝貢出入、貿易有無、雖灌輸貨貝利益商民、但念、道里悠長、風波險阻、舟車跋涉、閱歷星霜、勞勦可憫。若貢期頻數、猥煩多人、朕皆不忍。著八年一次來朝、員役不過百人、止令二十人到京。所攜貨物在館交易、不得於廣東海上私自貨賣。爾其體朕懷保之仁、恪恭藩服、慎乃常職、祇承寵命。

ところで、明清史料の丙編には、この同じ勅諭の原型に近いと思われるものが「敕諭和蘭國稿」の名で収録されている。左にその全文を掲げる。

皇帝勅諭和蘭國墨投爲也甲必丹物馬綏掘、惟爾在西陲、建國險遠、歷代以來、文教不及、乃能緬惟德化効慕尊親、擇爾貢使杯突高嶠惹・諾皆色等、赴闕來朝、虔修職貢、地逾萬里、懷忠抱義。朕甚嘉之。所請朝貢出入、貿易有無、雖灌輸貨貝利益商民、「事大恤小之誼古今不廢」但念、道里悠遠、風波險阻、舟車跋涉、閱歷風霜、勞勦可憐。若貢期頻數、猥煩多人、朕皆不忍、著八年一次來朝、員役不過百人止令二十人入京。爾其體朕懷保之仁、恪恭藩服、慎乃常職、祇寵命。欽哉故諭。⁽¹⁹⁾

これによれば、大清實錄および粵海關志にある勅諭とほゞ同文の様に見えるが、兩者に見られる「所攜貨物在館交易、不得於廣東海上私自貨賣」という一節が缺けている。これが文字通り勅諭の稿であつて、正式の勅諭には右の文言が書き加えられたものか、それとも實錄の編纂者が右の文言をつけ加えたものかは明らかでない。ともかく、この兩系統の史料にある地名、人名のうち、墨投爲也はバタビア、物馬綏掘（物綏掘）はオランダ東インド總督ヨアン・マーツアイケル（Joan Maetsuyker）を示し、杯突高嶠惹はピーテル・ド・ホイエル、諾皆色はヤコブ・ケイゼルをさすものと思われる。

ダッペルの著書には勅諭のオランダ語譯があり、その日附は順治十三年八月二十九日となつて居る。この月の朔は丙子で

あり甲辰はまさしく甲辰に當るから、この勅諭の譯文とみて差支えあるまい。そして、内容からみると、明清史料所載のものではなく、他の二史料所收の、または少くともその系統の、勅諭の翻譯であることが分る。

さて原文と對照してみると、一正確を期するためであらうが一全くの逐語譯であり、たゞ原文の「星霜」ないしは「風霜」を歲月の意と解せず、「雹や雪」としていいるなどの僅かなあやまちを除けば、ほど同文と云つてよい。勿論、原文が純然たる勅諭で、オランダ東インド總督を臣下と見なしていいるのに對して、譯文では著しく上下のへだたりが薄れているが、このことはしばらくおく。ところが、こゝに見のがすことの出來ぬ相違點が一つある。即ち原文の「所攜貨物、在館交易、不得於廣東海上私自貿賣」と云う箇所は、譯文によれば「貴下は貴下の商品を、廣東の近海で取引したりせずに、貴下の商館に陸揚げすることが出来る」となつてゐる。もと～この一節は明清史料の方の勅諭稿には見いだされないので、これをどの程度に重要視すべきかについては疑問が殘るが、少くとも他の中國側史料に關する限り、海上貿易の禁止條項が主であるのに、譯文では商館への商品陸揚げ許可が要點である様な印象を受ける。そこで原文の「在館貿易」とある場合の「館」と譯文の中の「貴下の商館」との比較が當然問題となる。

さて「館」が特定の建物をさすのではなく「清朝側の指定する何らかの建物の内部に於て」と云う意味である可能性も當然殘されている。また「館」と云う文字から類推すれば北京にあつて外國使臣の接待に用いられた「會同館」がこれに當る様にも思われる。しかし、南海縣志卷二十六雜錄下に、懷遠驛の説明があり、

懷遠驛在西關十八甫。順治十年、暹羅國有蕃舶至廣州表請入貢。是年復有荷蘭國蕃舶至澳門懇求進貢。時鹽課提舉司白萬舉・蕃府參將沈上達以互市之利、說尙王、遂咨部允行。乃仍明市舶館地而厚給其廩餉招納遠人焉。⁽²⁾

とあることからみて、明代の遺制により懷遠驛でオランダの使臣を接待したことが分り、從つて「館」と云う場合にこの

「懷遠驛」をもす」とが最も自然の様に思われる。何れにせよ、中國側の云々「館」は如何なる場合にも彼等自身の指定する建物以外をさすことがない。これに對してオランダ側の云々「商館」(factorij)は、オランダ東インド會社が東アジアの各地に設置した、貿易のための出張機關を意味することは「さうまでもない。清朝側の機關を意味するものと解せなかつたことは、わざ〜「貴下の商館」と譯していぬ」とからも知られる。オランダの對清貿易に關する見通しのあやまりは、既にこの譯文からも讀みとることが出來よう。

三、使節のシナ沿岸到達

オランダ東インド總督等は、以上の様な情勢により、再び貿易開始のいとむいて清朝と交渉を開く必要を感じて、バルタザール・ボルト (Balthazar Bort) を司令官とする艦隊をシナ沿岸に派遣した。商務員コンスタンティン・ノーベル (Constantijn Nobel) 等も同行した。一六六一年八月初旬、シナ本土に近づき、ノーベル等數人は福州に居残り、艦隊は鄭氏を攻撃すべく廈門、金門等の島に向つた。翌年一月十一日に至り、ボルトは福建當局と交渉するため、會社職員三人、兵十人と共に、二隻のシナ船で福州におもむいた。過去の遣使が廣東に於て拒まれたのに懲りて、ことわざ廣東をさけたのである。翌十三日、ボルトは靖南王 (Singlamong) 耿繼茂を訪れ、貿易開始についてのオランダ側書翰を朗讀させてもらひたいと要求したが、擔當官である福建總督 (veldheer Lipou) ⁽²³⁾ が不在のため目的を達しなかつた。⁽²⁵⁾

ついで一月十五日、一行は福建總督李率泰の所に招待され、優遇は受けたものの交渉は進展せず、總督の返事は「北京の宮廷からまだ回答がないから」の一點張りであった。連日福州の高官達と會つて接衝を續け、一月十七日には三たび靖南王を訪れて一問一答を試みる。この問答はバタビア城日誌所載のボルトの公式報告中に詳しく述べられているが、この中でも

さきの順治十三年の詔が問題にされる。こゝに關係箇所を譯出する。

ボルト　〔中略〕　皇帝が閣下「譯者註——オランダ東インド總督」に宛てた書翰によつて我々は貿易を行なうことを許された。しかし、このことは正確に理解しがたい様な風に記されている。何故なら皇帝はこの書翰の中で、我々の來朝を喜びかつ感謝し、我々が廣東に来て貿易を行なうことに満足の意を表し、のみならず、我々を兄弟や友人同様に感ずると述べてこう云つてゐる。『貴下の國は遠隔の地に在るから、貴下は八年に一度、人員百人を連れて我が宮廷に挨拶に来る様を要望する。百人のうち八十人を廣東に留めおき、二十人は自分の所まで來るがよい』と。また、さらに『貴下の國は我々の國から遠いから、遣使を八年毎と定めた。しかし貴下が我が友人または兄弟の如く、三四年毎に訪問に來るつもりなら、我々も甚だ嬉しいであろう。要是我々も貴下の國民も、多大の出費を避けることにしてほしい』云々とある。一體、貿易と皇帝への挨拶とについての時期を、この書翰の場合どう解したらよいのか。

靖南王　挨拶のためには八年に一度、貿易のためには五年に一度來るがよい。

ボルト　バタビアでも或る者はその様に解している。しかし貿易に關する限り、我が總督はこれを喜ばなかつた。何故なら、これ程多額の出費に對して一度貿易が許されるだけで、再び長い間無爲に過さなければならないと云うのでは、我々にとつて不利である。もし毎年貿易が行なえないなら、我々はむしろこの國から全く遠ざかつた方がよい。

靖南王　一度に五、六隻の船で何回も來ることは自由である。⁽²⁵⁾

順治十三年の詔には八年一貢とあるだけで、三、四年毎に貿易を許すなどの記事は見えないので、これについての二人の回答はいささか理解に苦しむ。ともかく清朝側といえども、朝貢と貿易とを區別して考える含みもあつたことは分るが、それでも、清朝側の考へている貿易と、オランダ東インド會社の意圖する貿易との間に何等かの差異があつたことは見のがせない。

い。もとよりオランダの關心は朝貢自體にあるはずがなく、その究極の目的は「全領土内の、常時かつ永久の自由な取引」⁽²⁷⁾を獲得することにある。従つて相當の犠牲は忍ぶとしても、それに見合うだけの利益は約束されなければならない。「もし毎年貿易が行なえないなら、我々はむしろこの國から全く遠ざかつた方がよい」と述べているのはそのためである。これに對して「一度に五、六隻の船で何回も來ることは自由である」と「さうやゝあいまいな靖南王の言葉は、貿易の許可された年の間は何回も來航してよいとの意であろうが、オランダ側から見れば結局妥協案に過ぎず、満足出来るものではなかつた。

しかし、かゝる福州當局の態度でさえ、この前年から福建、廣東の兩地方を中心として實施されていた遷界令を考慮に入れば、なお例外と云える程寛大である。これはひとえにオランダの軍事的利用價値によるものと見るべきであろう。何れにせよボルトは、結論を得られぬまゝ會談を終り、「これを以て福州を去る」と述べた。靖南王は「國姓爺の子、錦舍（Kimsia, Coxins zoon）〔譯者註——鄭經をさす〕は軍隊を率いてタイオワン（Taijouan）附近に居たが、敗退して廈門と金門に立てこもつてゐる」と述べ、「互いに力を合わせて鄭氏を再び制するよい機會だ」として、北京の朝廷から沙汰があるまで待つよう力説し、オランダ船を極力福州に引留めようとする。⁽²⁸⁾此處にも兩者の關心の相違がうかゞわれる。

ボルトは翌十八日、福建總督李率泰⁽²⁹⁾に逢つて別れを告げたが、この時總督は「もしオランダ人との間の貿易をすべて默認すれば、それは宮廷に通報されて、甚だ悪く解釋されるであろう」として、貿易については靖南王と同じく消極的な態度を示した。ボルトは結局これ以上福州に留まれば出費がかさむことを考えて、一月二十一日、再び福州から海に下つて乗船した。しかし彼はなお貿易についての望を捨てず、商務員ノーベルを陸上に残してひそかに手持ちの商品を賣らせようとし、艦隊を八日間その地に留めたが、あまり効果はなかつた。艦隊はその後も「間もなく北京から使いが来る」と云う福州當局の言を信じて、バタビアと連絡をとりながら福建省の近海に留まつたが、遂に三月一日、商務員ノーベル等九人と商品とを

福州に残して出帆し⁽³³⁾、同月二十九日、バタビアに到着した。⁽³⁴⁾

四、北京朝廷の回答

靖南王及び福州總督は、オランダ人九人の殘留について、三月十一日に北京へ報告の使節を派遣したが⁽³⁵⁾、その僅か一日後（即ちオランダ艦隊の福州出帆から十二日後）北京からの使節二名が福州に着いた。彼等の携えて來た北京政府の回答は、「康熙（Konghi）元年九月九日（一六六二年十月二十日）に福州を出發し、十一月十九日（一六六三年一月二十七日）に北京に到着した」⁽³⁶⁾靖南王の報告に答えたものであり、當時北京と福州との連絡に五週間を要したらしいことを考へれば、二日前に出發した福州使節が彼等と行き違いになつたことは明白である。ノーベル等は三月十三日に彼等と逢い、北京からの回答を受取つた。⁽³⁷⁾

この書翰の内容はシナ側史料には見當らず、オランダ側には、到着文書（Overgekomen Brieven）とバタビア城日誌所收のボルトの報告書との兩方に蘭譯がある。兩者には綴りや語順の相違が若干あるだけで、ほゞ全く同文であり、内容の大意は次の通りである。

靖南王から、福州に外國船が着いたと云う知らせを受け、オランダが鄭逆（The-Gieck）のためにタイオワン（Taijouan）を失つたこと、その際オランダが清朝の救援を求めて來たことを知つた。今まで敵を討つために我々の協力を求めて多數の船を派遣し、併せて若干の品物を賣り、代りに軍隊が必要とする品物を買うための用意を整えて來た。皇帝の意にかなうかどうか分らないのでいろいろ事情を調べた所、結局清朝の益になることと分つたので、皇帝に上申した。⁽³⁸⁾

皇帝への上申は、康熙元年十二月二十五日であり、それに對して皇帝は次の様に回答した。（これもシナ側史料には現われ

ない。)

オランダ人は我が國に味方して、逆賊國姓爺⁽⁴²⁾の軍を滅ぼすために艦隊を率いて來た。彼等は練達の戰士であり、それ故我々は彼等と同盟することが必要である。そして共に敵を攻め、戰うべきである。靖南王、總督李率泰及び Bethetok⁽⁴³⁾はどうしたら諸島⁽⁴⁴⁾を最もよく攻略出来るか、と云う件を熟議せよ。そして、それについて明確な決定が得られたら我々に通知せよ。携えて來了商品は、そのために任命した官吏の立合いの下で、彼等に販賣させるがよい。再びこの様なことが起つたら、全重臣の正式の署名を添えて、私にそのことを上申するよう、こゝに命令する。⁽⁴⁵⁾

この回答の内容を見ると、北京の意向は福州の場合よりも幾分寛大であった。そして手持ち商品の販賣に關しては「オランダ人は、我が國への持ち込みを禁止されている商品を携えて來たが、彼等は善意を抱いて遠方から來たのだから、清朝の敵とは同日の談でない」⁽⁴⁶⁾として、官吏の立會いの上で、貿易を公然と（openlijk）行なうべきことを告げてゐる。

三月十六日、北京使節はオランダ人の宿舎を訪れ、翌十七日、手持ち商品販賣についての法令を發してその取引を許可した。この法令は三月十六日（康熙二年二月七日）附の二通の文書よりなり、到着文書中にその蘭譯が存するだけで、清朝側はもとより、バタビア城日誌にもその内容は傳わらないが、要するにさきの回答の再確認に過ぎず、「オランダ人の取引を彼等の最も有利な様に、欺瞞や負擔を蒙らないように」⁽⁴⁷⁾すると云う名目だけは一應もつともらしいが、實は「たゞ彼等〔福州當局〕自身、または彼等が許可を與えた者に對して貿易が公開されただけで、一般商人はこれにあづからなかつた」と云うバタビア城日誌の短い説明の方が、却つてよく實状を語つてゐる様である。しかも、この措置は今回の積荷についてだけで、將來の保證は得られなかつたのだから、ノーベル等が「皇帝の書翰は甚だ短い、内容空疎なものであつた」⁽⁴⁸⁾として不満を示したのは當然である。「皇帝は商品を賣ることについて今や許可を與えた。しかしそれが何にならうか。その中では永續的

な貿易については語られていない。それだけが我々にとって重要であるのに」とノーベルは歎いている。

彼は四月三日に、北京使節に託する書翰を書き、五日に使節が再び北京へ向うに際してこれを渡した。⁽⁵²⁾ この書翰は「オリオ二葉の兩面にわたる長文のものであるが、到着文書にしか残っていない。内容は、十年前のオランダ船の廣東派遣から説き起し、今回の艦隊派遣とその歸還、ノーベルの福州殘留までの経過を記し、從來の八年一貢と云う待遇を不満とし、鄭氏の根據地攻撃に協力することを提案して、自由な取引への要求を繰返したものである。この中で彼は「敵を擊滅するため、あと四、五ヶ月以内に、再び強力な艦隊を派遣する」ことを豫告し「我々が毎年商品を持ち込んで貿易を行なうための適當な住居を、買うか又は建設する」ことの必要を力説している。

やがて三月十一日、福州當局が皇帝に送つた報告はその間に北京に届き、⁽⁵³⁾ 折返し第一の皇帝使節が、六月十四日に福州へ着いた。⁽⁵⁴⁾ 翌日ノーベル等はこの第二回使節がもたらした書翰を受け取つた。前の書翰と同様、この書翰についてもほど同文のオランダ語譯が二種あり、清朝側では、實錄の康熙二年三月壬辰（一六六三年五月一日）の條に、

荷蘭王遣出海王、統領兵船、至福建閩安鎮。助剿海逆、又遣其戶部〔官〕老磨軍士丹鎮・總兵官巴連衛林朝貢。上嘉之、各賜銀幣有差。⁽⁵⁵⁾

と云う記事があるだけである。老磨軍士丹鎮はノーベル・コンスタンティンで、ノーベルの姓と名をさかさにしための、巴連衛林も同様に Willem Pedel の倒置である。オランダ側史料に收録されている康熙帝書翰の日附は康熙二年四月一日（一六六三年五月七日）であり、實錄の日附とあまり隔たりがないから、福州當局から北京への第二回の報告のことを記したものであろう。一方オランダ語譯の方を見ると「黃色の紙に滿洲語とシナ語の両方で書かれ、玉璽のおしてある」この皇帝書翰は、オランダ艦隊の出發を惜しみ、ノーベル等の殘留を賞する内容のもので、彼等に贈り物（主として織物）を與え、

優遇すべきことを靖南王と總督に命じてゐるだけで、別に貿易のことには觸れていない。⁽⁵⁹⁾ なお、この書翰に添えてオランダ人達に毎日供給する食糧の一覽表が渡され、その代りにオランダ側は一ヵ月七〇テールを支拂うべきこと等が定められた。しかし、もとよりノーベル等はこの回答にも不満であつた。第二回使節は六月二十一日、北京への途についた。⁽⁶⁰⁾

その半月後の七月十六日⁽⁶¹⁾、第三回の北京使節が福州に着いた。これは四月五日に福州を去つた第一回北京使節が、北京歸着後直ちに再派遣されたものである。この事實については清朝側に記録がない。

ノーベルがこの使節から聞いた所によれば、朝廷は、七年に一度「原文のまゝ」しか貿易を行なえないことはオランダ人にとって甚だ不利であることを理解し、オランダ人の希望するまゝに、毎年でも隔年でも商品を携えて福州に赴くことを許したと云うことである。⁽⁶²⁾ また商館及び倉庫の建設については靖南王に一任され、敵との戦いについては断乎たる決意がなされた、と傳えられる。⁽⁶³⁾ ノーベルはこのことを聞いた後、商館に戻つたが、不明確な點が多々あるので、翌日再び彼等の所へ行き、次の五項の質問を提示した。(この事實についてはバタビア城日誌の方が詳しく、到着文書の記事はやゝあいまいである。)

- 1、皇帝は自由取引に關して捺印した文書を發行しなかつたか。
- 2、我々オランダ人は、船が到着次第、無制限に貿易を行なつてよいのか。
- 3、副王と總督は、商館建設の場所を指定するための全權を委ねられたのか。
- 4、オランダ艦隊到着後の敵との戦いについて、皇帝の命令はどうであつたか。
- 5、吃水の深いオランダ船のための良港について、皇帝は何か語らなかつたか。⁽⁶⁴⁾

これに對する北京使節の答を要約すると、

1、皇帝は我々使節を直ちに再派遣したので、命令は口頭で傳えられただけで、書面には記せなかつた。

2、次の艦隊が來たる、貿易、商館の建設その他についてのオランダ人の要望を云うがよい、と皇帝は云つた。

3、戦いのことについては、副王、總督、Bethetok 及び海澄公 (Haitingcong)⁽⁶⁶⁾ それにオランダ人指揮官を交えて相談し、今後の命令を待つことなく、實行に移してよ。

4、オランダ船用の深い港については皇帝は何も言及しなかつた。何故なら清朝の諸港はオランダ人に對して開放するからである。⁽⁶⁷⁾

わい、この回答を見ると、毎年または隔年に貿易を行なうとの可否に關する限り、甚だ漠然としていて、あまりノーベル等の疑念を晴らした様子もない。また回答第四項の、清朝の諸港をオランダ人に開放する云々は、鄭氏攻撃に際して是非ともオランダとの提携を望む清朝側が、全く實現しえぬ空約束をしたものか、または使節の一存から出た虚言や通譯の際のあやまりか、そもそもなれば事態を少しでもよい方に解釋しようとするオランダ側の希望的觀測が加わつたものか、の何れかである。これに對應する清朝側の史料として、粵海關志卷二十一に、

康熙二年三月、荷蘭遣其戶部官老磨軍士丹鎮、總兵官巴連衛林等朝貢請貿易、奉旨准二年貿易⁽⁶⁸⁾一次。

この記事があるだけで、商館建設や諸港開放のことなど少しも述べていない。たゞしオランダ史料が「毎年でも隔年である」 ('t sy alle jaaren of om de twee jaaren eens) へ述べてゐるのに對し、粵海關志でも「二年貿易一次」と記してゐる。勿論、多少の例外はあるが、概して清朝側の回答のうち、明文化されてゐるのは比較的重要でない事柄だけで、あとは専ら口頭で語られてゐる場合が多い。

ところで、朝貢を表面に押し出しながら貿易を實質的に獲得しようとするオランダの意圖は、福建總督とシエゴも熟知し

ていた様子である。六月十三日にノーベルがバタビアに送った報告には、この日福建總督がノーベルに、「北京の重臣達の間で『朝貢する様定められた七年は既に過ぎたが、今年はオランダの使節は拜謁しに來ないのか』と云うことが問題になつてゐる」と聞いた」と述べ、「もしオランダ人がシナに於ける貿易の繼續を疑わぬつもりなら、朝貢のたぐいは大いにつとめる必要があろう」と語つたことが記されている。

五、廈門及び金門兩島の攻撃

同じ頃バタビアでは、艦隊を再びシナ沿岸に派遣する氣運が強くなり、五月二十九日には、東インド總督等の會議でそのことが決定された。

かくて、十六隻より成るオランダ艦隊は、以前と同様ボルトを指揮官として、六月三十日にバタビアを出帆し、シナ海岸に向つた。⁽²²⁾途中、澎湖諸島などを經由し、艦隊のうち十隻は八月二十九日の夕方、福州近海に碇泊した。⁽²³⁾福州に殘留していたノーベル等は、艦隊到着の報を聞いて九月三日に船に來り、⁽²⁴⁾艦隊が携えて來た福州當局宛ての書翰を預かつて二日後に陸へ戻つた。⁽²⁵⁾艦隊はその後、嵐などのために一時福州を離れたが、十月十一日、ノーベルは靖南王からの書翰を持つて艦隊の泊地に行つた。書翰の内容は甚だ短く、自由取引の件については少しも觸れていないので、熟議の結果、ボルトは靖南王と會談してたしかめることにした。

十月十三日、ボルト以下數名は、(一)シナ本土に於ける自由取引、(二)鄭氏征服後、廈門、金門またはその周邊の島を領有することの可否、(三)臺灣島及びタイオワン征服のための清朝に對する援助、及び同地占領後これを會社に譲渡することの可否の三點について交渉すべく、二隻のジャンクに乗つて上陸し、翌朝靖南王に面會した。⁽²⁶⁾この一問一答はバタビア城日誌に收

録されている。

問答は殆ど軍事上の打ち合わせに集中され、旗の用い方、艦隊の進み方、分け方、水先案内の必要、等の問題が一方的に福州側から提案された。そしてそのあとで「私は自分の意見を述べたのだから、貴下もそうするがよい」と云う靖南王のすゝめで、ボルトは貿易の件を持ち出すのである。⁽⁷⁸⁾

提督 私は「靖南王」閣下に總督とインド參事會員からの挨拶を傳え、更に我々のシナ全土に於ける自由取引を許されること、そして手始めに、我々が福州へ持つて來た商品を直ちに賣ることを許されるよう、要求する。

靖南王 それには貴下はもう少し待たねばならない。

提督 パタビアの主人達をこのことで惱まざない様、閣下が率直に、少しの虚偽も混えずに通告されることを要求する。我々が待たねばならないのは、いつまでか、また何のためか、を。

ところが靖南王は「通譯が三度繰返したのに、これに對して満足な返答をしなかつた」と傳えられる。そして遂に「貿易は皇帝によつて全面的に許されたが、我々が協力して廈門と金門とを征服するまでは、貴下の商品を賣つてはならない」と答えた。問答は續く。

提督 この率直な説明に對して閣下に感謝する。しかし我々が廈門と金門とを征服した暁には、我々のタイオワン及び臺灣島征服に協力してくれるか。

靖南王 然り、たとえ貴下がその氣でなくとも。

提督 しかし、我々が臺灣島を征服したら閣下は我々にそれを再び領有させてくれるか。また更に、廈門、金門その他の島々に守備隊を置き、其處に住みつくことを許可するか。

これに對して靖南王は再び確答をさけ、ボルトがなおも追求すると「いざれその事項を書面に記すだらう」と述べた。そのあと⁽³⁴⁾は攻撃作戦の打ち合わせに移り、會談を終つた。

十月二十日に至つて靖南王は二通の書翰をボルトに與えた。しかしオランダ側待望の條項は「よく徹底しなかつたから」と云う口實で明文化されず、たゞ金廈兩島の征服後、兩軍が協力してタイオワンに渡り、鄭氏の餘類を討つべきことなどが記してあり、福州等で行なうべき貿易に關しては「オランダ人が我が國に對しての貢獻に、皇帝が貿易の許可を以て報いることは確實である」⁽³⁵⁾と述べているだけで、オランダ側の諒解している線から明らかに後退していた。ボルトはそこで、再び十一カ條の要求書を靖南王に送つた。これは戰略その他の點では前より詳しくなつてゐるが、自由取引に關しては今までとはゞ變らない。

十月二十七日、通譯メルマンは靖南王の使臣と共に艦隊の所へ赴き、待望の靖南王の捺印書狀をもたらした。⁽³⁶⁾この記事はバタビア城日誌にも到着文書にも缺けて居り、わずかにダッペルの著書にその全文が收められている。計三通の書翰は何れも戰略に關するもので、金廈兩島の領有及びタイオワン攻撃のことには殆ど觸れず、貿易についても、たゞ「廈門と金門の征服後、皇帝がそれを許可するよう、斡旋しよう」と云うにとゞまつた。かくてオランダは貿易の見通しについて殆ど何らの確約も得ることなく、兩島攻撃に着手することになつた。

この戰いの經過については、オランダ側、清朝側、鄭氏側ともに、かなり豊富な史料があるが戰況を一々記すのが目的ではないから、此處ではたゞ、鄭氏側が敗北して廈門、金門を放棄し、銅山(Tangsoa)に退いたことだけを述べるとぞめよう。戰鬪は十一月十九日頃から始まり二十一日に至つて終つた。バタビア城日誌によれば、

副王〔靖南王のこと〕と總督は、我々が彼等の軍隊と共にその地の敵が勢力をもり返さぬうちに討つために、出發するの

を望んでいるであろう。しかし銅山はあまりにも南に位置しているので、其處からタイオワンに渡るのは困難である。⁽⁸⁵⁾

とあり、結局ボルトは後の都合を考えて銅山攻撃を延期したのである。

連合軍の勝利を喜んだのは、もとより康熙帝だけではなかつた。福州當局も同様で、十一月二十七日、清の水軍の統率者 Tonfanpek (同安伯?) はボルトに手紙を送り、オランダの協力に對して感謝し、今後タイオワン遠征のために協議が必要なことを說いている。⁽⁸⁶⁾ ついで十二月十四日には、オランダ船が積んで來た商品の販賣を許され、また來年漳州に來た時商品を賣ることの交渉が成立した。⁽⁸⁷⁾ さらにボルトがバタビアへ送つた報告には、漳州商人數名がオランダ船に赴いて、互いに商品を交易した事實が記されている。⁽⁸⁸⁾

しかし、それにもかゝわらず、一般情勢は少しも好轉しなかつた。鄭氏攻略の後にこそ自由取引が許されたと考えたのは全くオランダ側の誤算であつた。兩島攻略の終了によつてオランダ兵力の利用價値は差當つて少くなつたのであり、今さら自由取引を許すことは遷界令の方針に副わぬものでこそあれ、清朝にとつて少しも益なきものであつた。従つて、清朝側史料の語る所は甚だ冷厳であり、粵海關志には、「荷蘭國既八年一貢、其二年貿易永遠停止」⁽⁸⁹⁾ と記してある。翌年二月二十三日にボルトはバタビアに報告を送つてゐるが、個々の事實を記すに先立ち、冒頭に「自由取引の約束については何の地歩も得られなかつた」と云つてゐるのは、この意味で正しい。一年限りではなく、その地歩を永續的なものにしようとするオランダとしては、これは明らかに挫折であつたと云う他はない。これに反して福州當局は、原則はどうあらうとも、現實に抜け路を用意することによつて妥協しようとする。たとえば自由取引はいけないと云いながら密貿易は默認するらしい様子が福州の知府の言葉から察せられる。オランダ側はこれに應じなかつたが、これは密貿易そのものを望まなかつたのでは勿論なく、「密貿易に落着く位なら、清朝との交渉など始めから希望せず、また必要ともしなかつた」と云う意思表示であろう。

この様な事情であつてみれば、一六六四年三月二十八日のバタビア城日誌所載の「靖南王が一月四日にオランダ人との取引をすべて的人に許した」と云ふポルトの報告書も、もとよりこの年だけのことであり、到底オランダ側を満足させたとは考えられない。

清朝側のこの様な急變は何によるのであるうか。その原因の一つとしては、まだ清朝のシナ本土に於ける霸權が安定して居らず、従つて命令の傳達がやゝ徹底を缺いていたことが擧げられよう。たとえばノーベルが商品販賣の許可を請うた際、福州の高官達が「權限外であるから」と云つてこれを拒んだ事實がある。これは第一回の北京使節が傳えた皇帝の意向と著しく相違する。また福建當局の中でも不和があるらしく、兩島征服後の十二月五日、漳州の官吏達が福州に來り「貿易については靖南王でなく總督が權限を持つてゐるのだ」と云つて、靖南王が捺印書狀を以て約束した條項を無視した事實などによつてもその一端が知られる。さらにオランダとの提携に際しても兩者は互いに半信半疑であり、清軍はオランダ艦隊が鄭氏と内通するのではないかと懸念し、オランダ側も清軍を信用していない様子がしば〳〵史料に見られる。従つて戰勝後の兩者があります〳〵隔たりを見せたのは當然であつた。

六、その後の情勢

十二月二十五日、ポルトは部下と會議を開いて、近日中にタイオワンへ遠征することをきめ、二十九日には金門島を出帆し⁽⁹⁸⁾、一六六四年一月十三日にはタイオワンに達した。⁽¹⁰⁰⁾ ポルトは敵に書を送つて降服を勧めたが、交渉は不調に終つた。ポルトは三月十三日に再び會議を開いて今後の方針を協議し、結局四隻のヤハトだけをシナ沿岸に残してオランダ艦隊は南下し三月二十一日にバタビアに歸着した。⁽¹⁰²⁾ 一方ノーベルは三月一日まで福州に留まつたが、ホーエンフック(Hogenhoeck)に

委ねて出帆し、三月二十八日にバタビアへ歸つた。⁽¹⁰⁴⁾

これが一六六二年のオランダ艦隊派遣の結果であつた。金廈兩島の攻略による會社の收穫はボルトの報告によれば、僅かに「數人の人員と食糧とを福州に留めおくことの許可を得ただけに過ぎなかつた」のである。またバタビア城日誌所載のボルト報告書の他の箇所には、

そして、これが人々の長い間待望した結果であつた。副王と總督とは——ノーベル氏の説明によつても分る様に——如何にはつきりと口頭及び書面で、その國に於ける繼續的な取引を、廈門の陥落した曉に約束していたことか。そしてすべては如何に悪化したことか。⁽¹⁰⁵⁾

と述べている。一方、福州に殘留したホーヘンフック等數人の直面した事態も、

その間ホーヘンフック氏は、清朝がその國土に於ける貿易確立についても、タイオワンの返還についても、ほんの少しも言及しないことに氣がついた。⁽¹⁰⁶⁾

と云う短い一文に盡されている。

しかしオランダ東インド會社はこの後もなおシナ貿易の開拓とタイオワン獲得との希望を捨てず、一六六四年七月から翌年春にかけて、再びボルトの指揮するオランダ艦隊を福州に派遣した。この遣使の主目的は、清軍と協力してタイオワンを攻撃することであつたが、清の艦隊が中途から引返したため不成功に終つた。オランダ艦隊が去るに際して福州當局は「今後、皇帝への使節派遣の場合を除き、船や人員を派遣してはならない。また福州とその附近にだけ來るように」と警告して居り、金廈兩島の攻略前とは打つて變つたきびしさである。バタビアではこれに憲りて一六六五年四月二十八日、總督及びイ⁽¹⁰⁷⁾ンド參事會員の會議に於て、今年はシナに遣使せず、また艦隊派遣も中止する旨を決議しているが、やはり貿易の必要は切

實であり、屢々會社の船やシャンクをシナ沿岸に派遣したのみならず、翌六年六月には、十年ぶりの規模で第三次使節ピーテル・ファン・ホールン (Pierer van Hoorn) 等を北京へ送つてゐる。

結語

金廈兩島の攻略をめぐる清朝とオランダとの交渉は、僅か三年間、かりにド・ハイエル等の派遣からホールンの派遣までを通算しても十年間の出來事に過ぎない。勿論、オランダ船のシナ本土來航の度毎に、或る程度の貿易は行なわれたし、その利益率もかなりのものであることが記されているが、その度數は甚だ少い。

そう云う短い期間にもかゝわらず、當時の兩者の關係については、幾多の興味深い事實が見られる。オランダ東インド會社にとつては、臺灣の根據地喪失と云う大きな打撃があり、清朝にとつては鄭氏攻略のための遷界令實施と云う大目的があつた。從つてオランダとしては貿易の穴埋めのため、是非ともシナ本土に接近することこそ急務であつたのに、清朝にとつては逆に國をとさすことこそ急務だつたのである。兩島攻略だけが、わずかに兩者の利害の一一致點であつたと見てよい。しかし攻撃成功と共にオランダの利用價値もまた薄れ、清朝としては結局本來の遷界令の方針を強化徹底させるに至つたのである。オランダ東インド會社は今こそ對清交渉のための好機會と考えたのであるが、清朝にとつてもそれは同様であつた。たゞし、オランダは終始利用しつぶされ、代償は戻つて來なかつた。

たしかにファン・ダムの云う通り「清朝は貿易や永續的な商館建設については、常に自分の背後の扉を開けておいた」のである。攻撃の前後の交渉に於ける清朝の態度の急變ぶりは、當時のオランダ側の目には不信とも裏切りとも映じた。ファンダムが他の箇所で「清朝の政策の度々の變化は、我々にたゞ多大の反省を與えたに過ぎぬ」と云つてゐるものその意味で

あらへ。たゞし變化のないもの無方針といふのではなく、かえりて清朝の方針は本來遷界令の線に於て一貫していだといふべきである。

ふりにや、オランダ東インド會社が終始一貫して要求した「自由取引」とは「體どんなんものであつたからか。オランダ史料の表現をかりれば「清朝の全領土内の、常時かゝ永久的な自由取引」⁽¹⁴⁾である。また「清國の善良な住民や臣民 (ingesetenen en onderdanen)」への自由だ。制限なき貿易」⁽¹⁵⁾であった。これよりいれはオランダの究極の理想であるが、この形に固執する限り「八年一貢を條件として一年一度の貿易を許す」⁽¹⁶⁾風な清朝の考え方と相容れないのは當然であつた。

しかし、鄭氏の降服（一六八三）により遷界令が廢止され、一六八四年に展海令の發布を見、翌八五年には日本を除く外國船の來航許可が發せられた。事情は一變する。オランダ船は五年一貢を許され、廣東、福建兩省に來航して貿易を行なうことが出来る様になるが、これとてもオランダの年來の主張とは著しく異つたものであつた。かくして兩島攻略及びホールンの派遣などをめぐる兩國の交渉は、遷界令廢止に至る長い期間のじみまことに堅持すべしやねんとれる。

註

- (1) Dam, Pieter van., Beschrijvinge van de Oost Indische Compagnie. Boek II, Deel 1, Uitgegeven door Dr. F. W. Stapel. 's Gravenhage 1931. との翌月 Valentijn, François, Oud en nieuw Oost Indien. IVe Deel. Dordrecht 1726. Beschrijvinge van Tsina. Derde Boek. pp. 1-31.
- (1a) Schlegel, G., De betrekkingen tusschen Nederland en China volgens Chineesche bronnen, [Bijdragen tot

de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch Indië. Deel XLII, 1893 pp. 1-40]

(2) Groeneveldt, W. P., De Nederlanders in China. De eerste bemoeiingen om den handel in China en de vestiging in de Pescadores. (1601-1624) [Bijdragen Deel XLVIII, 1898]

an, Het gezantschap der Nederlandtsche Oost-Indische

Compagnie aan den grooten Tartarischen Chan, den tegenwoordigen Keizer van China. Amsterdam 1665.)

M. H. van der Valk 此の本室は、アムステルダム市立文書館、漢籍等の語文資料を比較検証した、農使としての詳細な記録である。

(4) Vixoboxse, J., Een Hollandsch gezantschap naar China in de zeventiende eeuw (1685-1687) [Sinica Leidensia. Vol. V, 1946]

(5) Hullu, J. de., Over den Chinaschen handel der Oost-Indische Compagnie in de eerste dertig jaar van de 18e eeuw. [Bijdragen. Deel LXXXIII, 1917. pp. 32—151.]

(6) Vigilius, Matty., Stichting der Factorij van de Oost-Indische Compagnie te Canton. [Tijdschrift voor Geschiedenis.]

(7) Duyvendak, J. J. L., The last Dutch embassy to the Chinese court. (1794—1795.) [T'oung Pao]

(8) 『十三〇年間の數次の通使記録』トウシキリクの「十三〇年間の通使記録」(Dapper, O., Gedenkwaerdig bedrijf der Nederlandsche Oost-Indische Maetschappye op de kuste en in het Keizerrijk van Taising of Sina. Amsterdam 1670.) 此の本室は、アムステルダム市立文書館による翻訳である。

(9) Dam., op. cit. Boek II, Deel I, p. 671

(10) Rechte beschrijvinge van het machtigh Coninckrijk Japan, ...ende met eenige aenteekeningen vermeerdert door Hendrick Hagenaeer. [Commenlin, Isaac., Begin

ende voortgangh van de Vereenigde Nederlandsche geocctroyeerde Oost Indische Compagnie. Deel II. Amsterdam 1646] pp. 201—202, Nachod, Oskar., Die Bezie-

hungen der Niederländischen Ostindischen Kompagnie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert. Leipzig 1897.

Beilage 22. pp. LXII—LXIII. 此の本室は、アムステルダム市立文書館による翻訳である。

(11) Danvers, F. Ch. & Foster, W. ed., Letters received by the East India Company from its servants in the East. 1602—17. vol III. (London 1899.) p. 241.

(12) 『十三〇年間の通使記録』の「十三〇年間の通使記録」

(13) Nachod. op. cit. p. 361.

(14) ibid. 此の本室は、アムステルダム市立文書館による翻訳である。

外の仕入れる生絲が、次第にシナ生絲から「シナキ」へと名前が変わった。これは、シナの生絲が、価格が安かつたが、質に於てシナ生絲に及ばなかつたのである。シナ商人の活動によつてシナ生絲入手難をカバーするため、運営しなかつたのである。

(15) 「出生」前掲論文、111—113頁の長崎來航支那船出帆地別船數表によれば、遷界令の施行以後、シナ本土出帆船は年平均大

隻以トシだつたのに對し、南洋各地出帆船數は平均一十三隻位
と上へた(四、一五頁)。

(16) 註3 參照。

(17) 粵海關志 清豫堃編、卷二十一 貢舶一 荷蘭國。

なお、東洋文庫所藏の三朝實錄の寫本によれば、この勅諭の最初の部分はやゝ異つてゐる。(甲辰、荷蘭國貢使歸國、賜其王緞疋銀兩、仍降勅諭之曰、「荷蘭國墨投爲也甲必丹物馬綏抽、惟爾僻在西陸 居地險遠、……」) しかし物馬綏抽では、他の史料とも一致せず、かつ原音とも違つて來るので、恐らく押は掘のあやまつてゐる。

(18) この部分は贈り物を列記してゐる。(大蟒緞一疋・純緞一疋・倭緞一疋・閃緞四疋・藍花緞四疋・綾十疋・紡絲十疋・羅十疋・銀三百兩。)

(19) 大清世祖章皇帝實錄 卷一〇三、一〇三A—一一A

(19a) 明清史料、國立中央研究院歷史語言研究所明清史料編刊會編、同研究所排印本。丙編、第四本、三八七頁A。敕諭和蘭國稿。

(19b) 同じ明清史料、丙編第四本、三七八頁Aの「譯荷蘭國與兩王文」における音譯はこれと全く異り、如輪沒碎格(ムトハ)、マーツ・アイケル、伯多羅俄也(ピーテル・ム・ホイヒル)、雅哥伯克斯(ヤコブ・ケイセル)、八答末(バタシタ)となつてゐる。

(20) Dapper, op. cit. p. 722.

(21) 南海縣志 清魏綰陳張翼等重修清刊本 卷二十六 雜錄下、4

B

鄭氏政略をめぐるオランダ東インダ会社の対清交渉 永積

(22) Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende ter plaatse als over geheel Nederlandsch-

Indië. 1624—1682. 30 vols. Batavia & 's-Gravenhage 18

87—1931. A° 1663, p. 47. (15 Feb.) Dam, op. cit. p. 722.

(23) 婪南王の疆域地図 Sing-lam-ong も繕ひて記つたもの。順治八年四月から康熙十年五月までの靖南王は耿繼茂であつた。

(通史稿 卷一七四、譯臣封爵世表)。清史列傳、卷八〇°(

Hummel, Arthur W., Eminent Chinese of the Ching Period. (1644—1912) Washington, 1943. p. 415.) また康熙帝の勅諭の譯させ Koning Cun nāu へも記載されてゐる。

(Dagh-Register, op. cit. A° 1664 p. 586.)

(24) Lipoui ざハ ャクヤギクヤ氏の見解によれば poui は部族 pu-yüan の箇乃方面である、總督をやか。 (Vixseboxse, op. cit. pp. 25, 26.) との場合、彼は Li といふ何の證明について述べたが、恐らく總督の姓「李」ではないかと思われる。但しア城日誌一六六四年三月三十一日の條に、Lipoui の意味を説明して「福州に於ける皇帝のための軍司令官」と記してゐる。(Dagh-Register, op. cit. A° 1664, p. 102.) 従つて、間もなくばなく福州に於ける特定の人物をやかのやある、Li や特にじつめ不都合ではあると思われる。

かた他の民族の Sentok Lipoui と記せる (Dagh-Register, op. cit. A° 1663, pp. 606—607, Overgekomen Briven. A° 1664, 1ste Boek, BBBB, f. 415A) Sentok は總督をやか。

の様である。その地 *kibum* へ歸つた後もあるが、(Dagh-

Register, op. cit. A°1664, p. 586.) まだ不明である。

(25) Dagh-Register, op. cit. A°1663, p. 48.

(26) ibid. pp. 52 f.

(27) ibid. p. 52. たゞ、この場合、史料の用語へつて用ひられ

る「田^{タカ}田^{タカ}貿^{マツル}」(den vrijen handel) と日本語は「羅
羅^{ララ}特^{タカ}田^{タカ}貿^{マツル}」といふ程の意味で、²⁵ その西洋經
濟史上の、保護貿易、獨占貿易なる對比して用ひられる「田
田^{タカ}貿^{マツル}」の概念とは全く無關係である。以^テの史籍に現われ
るの語も、あぐり同様といふべきである。

(28) Dagh-Register, op. cit. A°1663, p. 53.

(29) ibid. pp. 53 f.

(30) 総^{シラ}參照。たゞ、當時福建總督李率泰は順治十五年(一六
四八)七月甲子を^{シテ}慶賀川舟(一長大臣)長史十箇をややの任
にあつた。(清史稿 卷11〇三) 表17(疆臣年表)、各督總
督。清史列傳 卷五 Hummel, op. cit. pp. 484 f.)

(31) Dagh-Register, op. cit. A°1663, p. 54.

(32) ibid. p. 54.

(33) ibid. p. 95. Overgekomen Brieven. A°1664. 1ste Boek.
BBB. f. 403 A. たゞ、この九人の内譯は、次の通りであ
る。

Constantijn Nobel. 商務員
Willem Pedel 下級商務員

Philips Mey

下級商務員

一人

下級外科醫

一人

ラッペル

一人

兵卒

三人

水夫

一人

(34) Dagh-Register, op. cit. A°1663, p. 99. たゞ、アッペル、及

ビハーフンタイ^ハは彼等のベタニア着^{ハタナガ}に十八皿^{ハチモン}とい
る。(Dapper, op. cit. p. 124. Valentijn, op. cit. IVe Deel.
Beschrijvinge van Tsjina p. 9B.)

(35) いのじるが記述する史籍は、僅かに到着文書中の、ハーベルが
福建派遣オランダ艦隊司令官キルヘン宛てた報告書^{ハシナム}が

(Overgekomen Brieven A°1664, 1ste Boek, BBBB. f.
403B) また上奏文が靖南王及び福建總督の「入込^{ハセ}」書かれ
たものと考へ得る根據は、文中の「蘭^ハ人達(haer Hocheden)

が複數で書かれてゐる^ハ事實だけである。しかし、これだけ
に頼むことはあまり確實でない、など同じ報告書の他の箇
所では、「靖南王が我々のこと^ハ關^ハして皇帝に送つた上奏文」
(ibid. f. 404 A.) と書かれて居り、また註3に「ハチ^ハ一六六二
年十一月^ハ十一日福州發の上奏文が靖南王から發せられたものであ
る」とあるが^ハ合^ハわせれば、彼だけから發せられたとの想像も
充分可能である。

(36) 使節^ハの名^ハ Jieuwkik-kjok-bonsing 及^ハ Khoeij So-
equa (Overgekomen Brieven A°1664 1ste Boek, BBB.

f. 413.) ドルセラムの出来がなつたる、漢字を翻りぬる

矣出候だ。たゞ Dam. op. cit. p. 726 はその記載を現す。

(37) Overgekomen Brieven. A°1663. 1ste Boek, BBBB, f.

411A. Dagh-Resister, op. cit. A°1663. p. 602.

(38) Overgekomen Brieven. A°1663. 1ste Boek, BBBB,

f. 403 B.

(39) トセムの世の上義の處せ持てよへ、臣ケモア上を取つて

御用の御印の内訳、又の内訳を大御心に願ふべ。

(40) 証候と回し。

(41) Dagh-Register, op. cit. A°1663. pp. 603. f.

(42) 繁体字は証候と大御心の内訳を大御心に願ふべ。
錄、卷大、117頁) タハタヒ御史案は依然として、輸出の御
の内訳 Coxins, Coxinders などと記す。

(43) 申題。

(44) 原文、eilanden. 輸出の書類、鳳凰閣の理の證々とある。

(45) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 604.

(46) ibid. A°1663. p. 605.

(47) Overgekomen Brieven. A°1664. 1ste Boek, BBBB, f.

414. f415.

(48) ibid. f. 413A.

(49) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 605.

(50) Overgekomen Brieven, A°1664. 1ste Boek, BBBB, f.

輸出の御印をもつて大御心に願ふべ。余社の交渉表済 水穂

132.

(51) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 605.

(52) Dagh-Register, op. cit. A°1663. pp. 605., 608. トセム Over-

gekomen Brieven. A°1664. 1ste Boek, BBBB. f. 113 トセム

臣ケモア上を取つてよへ。

(53) Overgekomen Brieven. A°1664. 1ste Boek, BBBB. f.

419A.

(54) ibid.

(55) 繁體字の書類の四陸洋由由十皿(康熙) | 年由由 | 皿) ドルセ

ラムの記後だ到着したのである。Dagh-Register, op.

cit. A°1663. p. 606.) 勿論、臣ケモア(太陽盤) トセムや由緒

トセムの證と上った第一回半原使館へが向の連絡の事。

(56) ibid. トセム Overgekomen Brieven. A°1664. 1ste Boek,

BBBB, f. 403A. トセム大御心に願ふべ。

(57) 繁體字の書類 総大、1114。

(58) Dagh-Register, op. cit. A°1663. pp. 606f.

Overgekomen Brieven, A°1664. 1ste Boek, BBBB, f. 415

A-B.

(59) 証候と回し。

(60) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 608. Overgekomen

Brieven, A°1664. 1ste Boek, BBBB. f. 417A.

(61) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 608. トセム Over-
gekomen Brieven A°1664. 1ste Boek, BBBB, f. 405A トセム

せだゞ七日後に上級した、ル品シド船の船員や船の。

- (63) Overgekomen Brieven, 1ste Boek, BBBB, f. 404B 之
セ十四十五日も船を出でてゐる。

- (63) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 608. Overgekomen
Brieven, A°1664, 1ste Boek, BBBB, f. 133.

船を出で、「船を出でた」とは書かれてない。だが
此處(hier)へソレあるが、前後の關係から見て、間違ひなさ。
前記と同じ。

- (64) Dagh-Register, op. cit. A°1663. pp. 608 f.

- (65) Dagh-Register, op. cit. A°1663. pp. 608 f.
- (66) 海澄公へは黃船のいふとある。

「一等海澄公」黃梧，福建平和人，順治十三年七月直隸成功
部將以海澄縣授誠。功封海澄公。康熙六年五月錫封。(清史稿
卷一七四‘表八·諸臣封爵世表’) だが Hummel, Eminent
Chinese, op. cit. p. 355 によるとの傳記があつて、彼が遷界令
の付添船であつたといふ點である。

- (67) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 609.

- (68) 船海關船 卷111‘貢舶’ 荷蘭國

- (69) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 609.

- (70) ibid.

- (71) ibid. p. 220.

- (72) ibid. p. 336. Overgekomen Brieven A°1664, 1ste Boek,
BBBB, f. 127. され、画々タムト城口船の長〇頭など、七

月1日付のものである。この邊使はアマハクルの記録の船
支那は Singlamong (賽羅亨) Veldneer Lipoui (樂毅) が

参考にならぬ。なお船の隻數について海上聞見錄、小體紀年
附考、海紀輯要、閩海紀要、などには何れも「甲版船十六隻」、
「甲板船十六隻」などと書いて居り、たゞ閩海紀略だけ「夾板
船十四隻」などと書いて居る。なおいの夾板、甲板または甲版船
など、フルーネフ・スルの説によれば、船を意味するマハヤ語の
Kapal の音譯(=Groeneveldt, op. cit. p. 46 note) 漢字
アルのとは意味がなる。

- (73) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 611. Overgekomen
Brieven. A°1664, 1ste Boek, BBBB, f. 129. Dapper, op.
cit. p. 126 A. Valentijn, op. cit. p. 10 A.

オランダ艦隊の到着時期について記述の漢文史料は何れも漠然
と「九月」を記してゐるが、當時の舊曆と新曆の差から考えて
たゞ九月中のどの日をいつてもそれを新曆の八月二十九日と
するには無理はない。

- (74) Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 612.

- (75) ibid.

- (76) その内容は次の通りである。

「貴トの書翰ば、貴トが我が皇帝と國家に貢獻するため來た
るゝを我々に告げてある。これは甚だよろしくおる。そして
このいわば、既に皇帝の耳に達した。私〔譯者註——福王〕と

話したるは、一月を経てゐた。貴トの考へ次第である。」
(Dagh-Register, op. cit. A°1663. p. 619) だが、オランダ側

は「吾等のことを。」との邊使はアマハクルの記録の船
支那は Singlamong (賽羅亨) Veldneer Lipoui (樂毅)

率泰) の他は、Viceroy (福井) が日本を統治する人物があ

る、マニラ氏族の vice-roi 及び gouverneur の名稱は時

にせ總督と、或ひは巡撫と稱して置かれてゐる。總督の

(Pelliot, Paul, Les Franciscains en Chine au XVIIe et au

XVIIIe siècle. p. 210. [T'oung Pao. Vol. XXXIV. Livr. 3.

1938.]

又、矢澤和彦氏の御示教によれば、實際上國王は巡撫もしく總

督をやうじとの方が多い。田であるが、この場合、靖南王の實權

は總督のやれど遙かに凌ぐものである。(神田信夫「平西王吳三桂の研究」明治大學文學部研究報告、東洋史第一冊。昭和二

十七年。三三頁) また、後に註8の箇所で田由取院を一應許可

する福王は、その後註の10⁴の箇所で、「貿易のいはば靖南王がば

く總督が權限を持つてゐるのだ」ひとつ約束の無効を証明され

る。蓋の靖南王に當ぬるのである。従つて、副王の語は靖南王と解

ふるいとは、最も自然である。總督や巡撫(當時の福建巡撫は、

順治十八年から康熙四年まで、許世勣であつた。清史稿 卷二

〇七、表四一、疆臣年表五、各督巡撫) は當てるのは妥當でな

いとするべし。それに、實錄にも小腆紀年附考にも、耿繼茂、李

率泰の名だけが金匱兩島の攻略戰の記事に現われて、許世勣の

名は出て來ないから、あおり關聯が深くなつたのやねいへん
料りやねい。
(78) Dagh-Register, op. cit. A°1663, p. 620. やへと從つてハ
一々ニ、Hogenhoek, Poolman, Ijsbrandz. 等の上陸した。

鄭氏攻略をめぐる大河ノタ東ノムルの対清交渉 永積

(78) ibid. pp. 620—622.

(79) ibid. p. 622.

(80) ibid. p. 623. 但し轉寫の全文はこゝに記せばなく、Dapper, op. cit. p. 127. bis A—B, 289。

(81) その轉寫の全文ハタクサリ種類である。

a. Dagh-Register. A°1663, p. 624.

b. Heeres, J. E. ed.: Corpus Diplomaticum Néérlando-

Indicum. Verzameling van politieke contracten en verdere verdragen door de Nederlanders in het Oosten gesloten, van privilegebriefen, aan het verleend, enz. Tweede Deel. (1650-1675) [Bijdragen tot de Taal, Land-en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië. Deel 87.] S-Gravenhage 1931. pp. 258—261.

c. Dapper, op. cit. pp. 127 bis—128 bis A

ハヘムアルムセ僅かな綴の字の相違等を除けば全く同文である。たゞこの方の語が幾つか誤りなどついてゐる。これに繋つておなじく別系統の翻譯である。

(82) Dapper, op. cit. p. 129—131.

(83) ibid. p. 131 A.

(84) 小腆紀年附考、清雜錄解釋、一〇卷、一冊洋裝本、一九五七年、北京。ト非、七八〇頁。臺灣総兵軍事、日本、川口長良撰、卷ノ一。Overgecomen Briefen, A°1664 1ste Boek BBBB, f. 442A.

- (85) Dagh-Register, op. cit. A°1663, p. 718.

(86) Dapper, op. cit. p. 334*A—p. 335*A (* 伊達原本のペー
ラ陸の語ふるに記録簡便と思われるので) 「兩島攻略以後の船介
はベタニア城田詩が缺ひてゐるが、轉じタッグルにも記載され
た。」

(87) Dagh-Register, op. cit. A°1664, p. 57.

(88) ibid. 漳州商人は所謂「帆纏物」アゲルホウ (aguilhout) も
貿易、オランダ側は白生絲、繩織物を買つた。

(89) 鹽運驛站 卷1111「貢舶」11 荷蘭國。

(90) 註87と同じ。

(91) 「福寧の市長」(stadhouder van Hoksiouw) ト原文に依
る記載をもとにして

(92) Dagh-Register, op. cit. A°1664, p. 87.

(93) ibid.

(94) ibid.

(95) ibid.

(96) ibid. A°1663, p. 712.

(97) ibid. p. 713.

(98) Dapper, op. cit. p. 352*A.

(99) ibid. p. 352*B. Dagh-Register, op. cit. A°1664, p. 58.
トトノハタマハミサ | 大正四年 | 一二月 | 五日 | 一二年 | 二月 | 二十二日
(Valentijn, op. cit. p. 10B.)

(100) Dagh-Register, op. cit. A°1664, p. 58.

(101) (102) Dapper, op. cit. p. 381*B, p. 390*A,
Dagh-Register, op. cit. A°1664, p. 77.

(103) Valentijn, op. cit. p. 11B.

(104) Dagh-Register, op. cit. 1664, p. 87.

(105) ibid. p. 77.

(106) ibid. p. 90.

(107) Valentijn, op. cit. p. 11B.

(108) van Dam, op. cit. p. 736.

(109) Dagh-Register, op. cit. 1665, p. 91.

(110) 第三次の使節トゼイ・ハーベルの著述の題名に従つたもの。即ち
彼によれば、第一回は de Goijer と Keijser¹、第二回は Jan
van Kampen と Nobel²、第三回は Pieter van Hoorn の遭
使がやう。

(111) ハの時期の貿易額の史料に亘りては、僅かにベタニア城田謙
所収の negotienboek は、最近七ヶ月間に福州で得た利益と
して、

賣上げ 支出 純益

三〇七一八一^{スケル} 一九^{スケル} 六^{スケル}

支出 五六八八・ 一一・ 一一

純益 三〇五九四・ 一七・ 四

トハの記事があつたる (Dagh-Register, op. cit. A°1664. p.

519) ものと、ハッハ・タマの中央、一六六五年正月廿九日
一六六六年一月十六日までの決算といひ (ibid. p. 736)

賣上げ 支出 純益

一〇五四三九

三〇八四〇 —

と云ふ數字があるだけである。貿易品目につき記した例は時
々あるが、數量や價格は記してない。何れにせよシナ貿易の利
潤は相當大きかつたらしいが、ハの二例からも分る。

Dam, op. cit. p. 726.

ibid.

註記(二)

(112) (113) (114) (115) Overgekomen Brieven, A°1664. 1ste Boek, BBBB, f

418 A.

(116) 廣海圖說 卷之三、賣船、一、荷蘭國